

各位

福岡県信用保証協会

平成29年7月九州北部豪雨に伴う  
福岡県緊急経済対策資金「緊急特別融資枠」の取扱開始について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたびの平成29年7月九州北部豪雨により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

さて、標記につきまして、平成29年7月九州北部豪雨により直接被害を受けられた中小企業の皆さまの一日も早い復旧を支援するため、下記のとおり福岡県緊急経済対策資金「緊急特別融資枠」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

なお、本制度は、既存の緊急経済対策資金と別枠でご利用いただけますので、復旧に必要な資金調達にご活用ください。

敬具

記

1. 福岡県緊急経済対策資金

	[緊急特別融資枠]	[既存枠]
対象者	平成29年7月九州北部豪雨で被災された県内中小企業者	
融資限度額	3,000万円(既存枠とは別枠)	1億円(既存枠の残高を含む)
対象資金	災害復旧に係る設備資金・運転資金	事業資金(運転資金・設備資金)
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
金利	年0.90%	1.30%
保証料率	年0.00%	0.45%~1.62%
担保・保証人	担保/必要に応じて、保証人/法人は原則として代表者、個人は原則として不要	
必要書類等	通常の申込書類に加えて、市町村が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」	
受付期間	平成29年7月11日~12月28日	平成29年7月5日~12月28日

2. その他〔経営安定関連保証(セーフティネット4号):協会制度〕

対象者	平成29年7月5日から大雨に起因して売上減少等経営の安定に支障を生じている方		
対象資金	経営安定に必要な資金(運転資金・設備資金)		
融資限度額	2億8,000万円	融資期間	10年以内(据置2年以内)
金利	金融機関所定	保証料率	年0.80%
担保・保証人	担保/必要に応じて、保証人/法人は原則として代表者、個人は原則として不要		
指定地域	【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】中津市、日田市		
指定期間	平成29年7月5日~10月12日		
必要書類等	通常の申込書類に加えて、市町村が発行するセーフティネット4号の「認定書」		

以上